

# 山口県土木建築部所管公共事業の事後評価実施要領

## 第1 目的

山口県土木建築部所管の公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを目的とする。

## 第2 事後評価の対象とする事業の範囲

- 1 対象とする事業は、土木建築部が所管する公共事業のうち平成17年度以降に完了した事業で、全体事業費が10億円以上のものとする。
- 2 前項の事業のうち、次のいずれかに該当するものについては、対象から除く。
  - (1) 災害復旧事業
  - (2) 維持管理事業
  - (3) 再評価を実施し中止とした事業

## 第3 事後評価を実施する事業

- 1 事後評価を実施する事業は、次の事業とする。
  - (1) 事業完了後一定期間を経過した事業  
「一定期間」とは、「5年以内」とする。また、「事業完了」とは、別表のとおりとする。
  - (2) 審議結果（第6の4に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、県が改めて事後評価を行う必要があると判断した次に掲げる事業  
効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると判断した事業  
改善措置が必要であると判断し、その措置が講じられた事業  
その他事後評価が必要と判断した事業

## 第4 事後評価の実施及び結果等の公表

- 1 事後評価の実施手続
  - (1) 事後評価の実施主体は、対象事業の事業所管課（以下「各事業所管課」という。）とする。
  - (2) 事後評価の実施時期は、次のとおりとする。  
第3の1(1)に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。  
第3の1(2)に該当する事業にあつては、審議結果を踏まえ、県が実施時期を決めるものとする。
  - (3) 事後評価の実施  
各事業所管課は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、必要な資料（以下「事後評価に係る資料」という。）を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針（以下「対応方針」という。）（案）を作成する。
  - (4) 対応方針の決定  
県は、学識経験者等で構成される山口県公共事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置し、(3)の対応方針（案）について意見を聴取し、その結果を踏まえ対応方針を決定する。
- 2 対応方針等の公表  
県は、当該事業の審議結果、対応方針、結論に至った経緯及び事後評価の決定根拠を公表するものとする。

## 第5 事後評価の手法

### 1 事後評価手法の策定

各事業所管課は、国が策定した事後評価手法を参考として、県事後評価手法を策定し、評価システム検討委員会（「山口県土木建築部所管の再評価実施要領」第7の1(1)に定める土木建築部評価システム検討委員会をいう。以下「評価システム検討委員会」という。）に報告するものとする。評価システム検討委員会は、必要に応じて、各事業の事後評価手法の調整を行うものとする。

### 2 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は次のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
- (2) 事業の効果の発現状況
- (3) 事業実施による環境の変化
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 今後の事後評価の必要性
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 第6 事業評価委員会

### 1 事業評価委員会における審議対象事業

事業評価委員会は、県が事後評価を実施する事業の中から、各事業をとりまく社会状況等を勘案して事業評価委員会で抽出した事業について審議するものとする。

なお、市町等が事業主体である土木建築部所管事業について市町長等から依頼があれば審議の対象に含めるものとする。

### 2 事業評価委員会の役割

事業評価委員会は、当該事業に関して県が作成した対応方針（案）及び同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対して審議を行い、知事に審議結果を報告するものとする。

### 3 事業評価委員会における審議方法

審議方法は、事業評価委員会が決定する。その際、審議の公開及び資料の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特殊性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

### 4 事業評価委員会の意見の尊重

知事は、事業評価委員会から報告があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 第7 その他

各事業所管課は、本要領に基づき各事業ごとの事後評価について実施要領の細目を定めるものとする。

## 附 則

1 この要領は、平成22年8月5日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、山口県土木建築部所管公共事業の事後評価試行実施要領は廃止する。

## 別表

事業種別ごとの事業完了の定義  
(山口県土木建築部)

事業名	事業完了の定義
都市公園事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
道路・街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が完成した時点
住宅地区改進黨業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が完了し、供用を開始した時点